

2022年12月7日

須増 伸子

1、抗原検査キットの無料配布について

須増議員

この冬は新型コロナの第8波と季節性インフルエンザとの同時流行が予想され、医療機関の診療体制のひっ迫が心配です。このため症状が軽く基礎疾患のない人などが自宅で検査が行えるように、北海道や、大阪府、広島県などが検査キットの無料配布を実施しています。特に大阪府は、9歳以下の子どもがいる家庭への新型コロナの抗原検査キットの無料配布を実施し、個人もしくは保育所や幼稚園、小学校などからインターネットで申し込みができ、子ども1人当たり2キットが配送されるそうです。学校・園でクラスターが発生し一気に感染が広がっている地域がある中、事前にキットを配布し、それをもとに自宅で検査をして発熱外来で確定診断ができれば、患者も医療現場も負担軽減につながります。もちろん岡山県でも高齢者施設を中心に検査キットの配布を実施していただくことは承知しています。それに加えて、子どもたちにも抗原検査キットを無料配布していただきたいと思いますが、保健福祉部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

抗原検査キットの無料配布についてのご質問であります。重症化リスクの高い方が入所する高齢者施設等へのクラスター対策として、従事者に対する検査のため無料配布しているところであります。

現在のところ、薬局等において抗原検査キットは入手可能となっているため、自宅で生活する方へ一律に無料配布することは考えておりません。

以上でございます。

須増議員

ひっ迫がやはり第7波でオミクロン株の特徴として大変深刻だったと思います。今回、インフルエンザとの同時流行ということで、発熱外来さらにひっ迫するのではないかと感じます。

発熱外来の土日の補助金復活は大変感謝しているところなんですけれども、体制の強化ということで考えて頂けないでしょうか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。症状のある小児患者の対応については対面診療を基本と考えております。自己検査を前提とした無料配布は現在のところ考えておりません。

お話頂きましたように、このため県では休日において小児を診療する発熱外来に支援を行ない、診療する医療機関の拡大に努めているところでございます。以上でございます。

## 2、医療現場への物価高騰対策支援について

須増議員

現在すべての医療現場での物価高騰、特に、電気代の影響は深刻です。検査や手術や呼吸器など命のかかわる現場に節電を迫るわけにはいきません。しかし、診療報酬で収入が定められている医療現場では、電気代をどこからも補填するすべがありません。今議会、県は医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の補正予算を組まれました。200床以上の病院に対し、150万円＋一床あたり8000円の単価の計算で、300床の病院で390万円の補助です。鳥取県や島根県は一床当たり4万円の補助ということで1000万円を超える補助です。県内の300床前後の病院で、聞いたのは、今年度上半期の増額分が1500万円で、年間だと3000万円の増額見込みといわれていました。岡山県の補助額はあまりにも少ないと言わざるを得ません。まずは、国に対し物価高騰分を診療報酬に反映する見直しを求めるとともに、県の補助の増額をすべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

知事

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

医療現場への物価高騰対策支援についてのご質問ですが、このたびの支援金は、医療機関をはじめ福祉施設などを幅広く対象とし、国の臨時交付金の規模を踏まえて支援するものであり、補助金の増額は考えておりません。

国に対しては、これまでも公的価格の改定や全国一律の助成を行うよう要望してきたところであり、引き続き、必要に応じて働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ぜひ知事、国に対ししっかり医療現場の大変な状況を伝えて頂きたいとあらためて要望致します。

## 3、国民健康保険について

須増議員

### (1) 保険料減免制度

国民健康保険の保険料の算定に当たって、前年のコロナ支援金等は、算定収入に含まれます。一方で、コロナ減免に該当するかを判断する際の算定収入には、前年のコロナ支援金等は含まれません。このことによって、前年収入と比べて3割以上減少する場合の保険料減免制度が使えない状況が発生しています。保険料の算定には給付金を入れて高額の国保料を請求し減額の時には認めないのは矛盾しています。自治体の判断で算定収入に含めることができると考えますが、このことにつ

いて県はどのようなお考えですか、また、ぜひ岡山県でも対応していただきたい。保健福祉部長のお考えをお示してください。

## (2) 未就学児の均等割の廃止等

今年4月1日から国は、国民健康保険料の未就学児の均等割の半額免除を開始しました。子どもが増えれば増えるほど保険料が上がるこの均等割は、少子化対策と逆行する問題です。均等割の廃止を国に求めるとともに、県独自にもさらなる減免拡大をするべきと考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

お答えいたします。

国民健康保険についてのご質問であります。

まず、保険料減免制度についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で、被保険者の収入が減少した場合の保険料減免について、国が財政支援を行っており、その交付基準で、コロナ支援金等は収入に含めないこととされているため、市町村ではこの基準に則った取扱いを行っているものと承知しております。

ご質問の運用については、各市町村において、理解された上で、対応されているものと考えているところであります。

次に、未就学児の均等割の廃止等についてであります。給付と負担の公平性の観点から、県独自の均等割保険料の減免までは考えておりません。

なお、このたびの国の軽減措置は、子育て世帯の負担軽減の観点から実施されているものであることから、県では、対象範囲の拡大及び軽減割合の拡充について検討するよう、知事会を通じて、国へ要望しておるところであります。

須増議員

ありがとうございます。知事会を通じての要望という事で期待をしております。

(1)なのですけれども、市町村は理解していると思うとおっしゃったのですけれども、私直接国の厚労省の保険局国民健康保険課企画法令係の方に直接お聞きをしました。コロナ減免について給付金を含め減額査定することは適切ではないとおっしゃったのですけれども、できるかできないかと法的に問われればできると。実際にやっている自治体もあると。ということで、やはり本来この減免対象になるのに、給付金が含まれないために対象にならない人たちに対して適切に対応すべきと考えます。もっと中身を検討頂きたいと思いますが、いかがですか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。市町村の担当者においては、そのような運用については可能であると承知をしていると認識しているところでございます。市町村は条例に基づいて、災害や失業などで収入が減少した方からの申請に基づき、保険料を減免することが可能となっております。こうした保

険料減免については、市町村が被保険者の個々の状況を勘案して判断するものであるため、画一的な基準を設けて減免をおこなうことは適切ではないことから、市町村に指導することは考えておりません。

#### 4、単県医療費公費負担制度について

須増議員

##### (1) 小児医療費公費負担制度

単県医療費公費負担制度のうち、長年にわたり、署名や市町からの要請も続いている小児医療費公費負担制度について、公費負担の年齢拡大を進めることと合わせ、全国の中核市で最も低い水準となっている倉敷市の補助率を1/4から1/2へ引き上げるべきと考えますが、知事のお考えをお示しく下さい。

##### (2) 心身障がい者医療費公費負担制度

精神障がい者を岡山県心身障がい者医療費公費負担制度の対象に加えることについて複数団体からの陳情に対し昨年の11月議会において全会一致で採択されました。精神障がい者だけがこの制度から除かれていたために、他科受診の三割負担に苦しんできました。精神障がい者の自立を支援するためにぜひ対象にさせていただきたいと考えますが、知事のお考えをお示しく下さい。また、精神障がい者を県の医療費助成制度の対象とした場合の予算はどの程度必要と考えておられるのか併せてお示しく下さい。

知事

お答えいたします。

単県医療費公費負担制度についてのご質問であります。

まず、小児医療費交付負担制度についてであります。給付と負担の公平性を図り、持続可能なものとして運用することが重要であり、助成対象年齢の拡大及び補助率の引き上げについては、慎重に検討すべきと考えております。

次に、心身障がい者医療費公費負担制度についてであります。精神障害のある人に対する支援は、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりが重要であり、医療費助成についてはその一方策と考えております。

市町村や医療機関等の話を丁寧に聞きながら、医療費助成も含め、精神障がい者支援の在り方について、検討してまいりたいと存じます。

また、必要額については、現時点でお示しすることは困難であります。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。どちらも検討して頂くという事で期待をしています。

まず1番ですけれども、倉敷市への補助率。全国の中核市のなかでもっとも低い水準の補助率と

ということで、これ、このままでいいといふふうに知事、認識されているのでしょうか。少しでも増額したいという思いがあるのか教えてください。

知事

現状については、現時点ではこういうふうになっているということで、なかなか先のことまでは見通せない状況でございます。

須増議員

ぜひ前向きに検討頂きたいと要望致します。

また、(2)の精神障害者だけがこの制度から外れているということで、このような対応をとっている県は本当に少数になっていて、岡山市も含める状況になっています。ぜひ、取り組んで頂きたいのですけれども、どうして精神障害だけがこの制度から外れていることになっているのか、分かれれば教えてください。

知事

この障害の種類によって、身体障害、知的障害、精神障害あるわけでありましてけれども、この私自身こういったことについて詳しくない状態から10年前にこちらのほうに来て、色々どういう理由でそういう仕分けをしているのかということ、私自身も聞いたところでありましてけれども、これまでもこの議場で説明したことがあろうかと思っておりますけれども、なかなか身体障害で、身体障害の形にもよるのだらうですけれども、治るといことがなかなか期待できない。これは知的障害もほぼそうだということでありましてけれども、精神障害の場合は他の二つとはずいぶん違ふと。数年前までなかなか厳しいと思っていた人が、かなり状況が良くなって日常生活を取り戻す事例も十分あるということで、岡山県庁では一緒には考えていない。それが一番の理由だというのが説明であります。私自身もそういうことか、ということではいまそれを了承しているといことでございます。

須増議員

精神障害者も慢性的に罹患されている方はたくさんいらっしゃいますので是非検討頂きたいと思っております。

## 5、1人1台端末について

須増議員

### (1) 公費負担

高校生のタブレット端末一人一台購入に対する公費負担について今年も7030筆の署名とともに陳情が出されました。

小・中学校は無償ですが、高校生は、都道府県で、対応が分かれています。国の調査及び県の独自調査では、設置者負担を原則としているのが24、一部公費負担が8、保護者負担が15となっており、岡山県は全額保護者負担となっています。ぜひ岡山県でも公費負担で整備を進めてはと考えま

すが、教育長のお考えをお示してください。

## (2) 貧困世帯への対応

また、岡山県は非課税世帯に貸与の対応をしていますが、この対応には二つの問題があります。一つは、貸与となれば学校の備品管理であり、貸与されていることがわかってしまいます。県によっては、端末購入額を直接補助したり、通信費も含めて補助し自分のものとして購入できるようにしています。岡山県でも同様の対応ができないものでしょうか。また、もう一つは、非課税世帯の設定では、あまりに対象が小さいということです。現在子どもの貧困率は13.5%七人に一人と言われていています。しかし、県の貸与の実態は2%です。高校の入学時は平均で制服などの準備で20万円の支出があるといわれ、それに加えてタブレット約七万円は本当に負担です。せめて貧困率に相当する割合の世帯が恩恵を受けられる制度にすべきではないでしょうか。併せて教育長のお考えをお示してください。

## 教育長

まず、公費負担についてであります。一人一台端末は、生徒の将来の生活を考えれば、学校だけでなく、家庭においても自由に使い、学びを充実させるために必要不可欠なものであると考えており、本県では個人購入を原則としているところであります。

一方で、保護者の経済的負担への配慮も重要であると考えており、住民税非課税世帯等の希望者に端末等を貸し出すとともに、分割払での購入を可能とするなどの取組を行っておりところであり、現時点では、公費負担は考えていないところであります。

次に、貧困世帯への対応についてであります。県立高校の端末購入費等への補助については、将来にわたる国の財政措置の保証がないことから、現時点では考えておりません。

住民税非課税世帯等の生徒への貸出用端末については、希望する全ての生徒に貸し出すことができるよう、過去の実態に基づき、非課税世帯等の生徒の割合に相当する台数を令和2年度に整備しております。

引き続き、必要な生徒が活用できるよう、制度や手続等について丁寧な説明を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

## 須増議員

貸与の対応について、学校によってはまわりにわかるかもしれないので、ということで入学前に、「購入した方がいいですよ」と保護者に説明がされているという実態もあって、非課税世帯でも分割で頑張って買った世帯もでございます。このように、生徒が貸与の対応で困っているという認識がありますでしょうか。

## 教育長

再質問にお答えを致します。

先ほども申しましたように、基本的には非課税世帯の子どもたち全員が必要ですよというお話があった場合でも対応できる台数を用意してありますので、そのところは、実際そういうお話があったのかは承知はしておりませんが、基本的には各学校では例えば端末保護ケースを装着して、いわゆる貸し出し用なのか、個人のものなのかというのがわからない。まあ、もともと同じ機種ではあるのですけれども、さらにわかりにくくするとか。あるいは備品シールを貼る場合がありますけれども、それも裏面に貼ってわからないところに貼ってというようなことで、様々な配慮を学校が工夫していると、いうふうに聞いております。

いずれにしても、先ほど申しましたように、制度や手続き等についてはそういったものが活用できるように丁寧に説明をおこなってまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 須増議員

本当に非課税世帯の貧困や貧困世帯と言われる方々の実態というのは、物価高のなかで困窮を極めていると思います。

報道でNPOがおこなった食料支援に取り組んだ世帯を対象に、この11月1800世帯からのアンケートを見ると、8割がひとり（親）世帯、5割が200万（円）未満の世帯の人たちのアンケートですけれども、2割が志望、大学進学を諦めた。また暖房をつけないようにしている家庭が7割。栄養をとれていないと思うのが7割。そういう深刻な貧困世帯、物価高でさらに厳しいという実態のアンケートの結果が出ています。

そういうなかであって、いま貸与が本当にしんどい。そもそもタブレット購入が非課税いかにギリギリの人たちにとって本当にしんどいわけです。もっと対象を広げるといって、実態に寄り添って検討できないものなのではないでしょうか。

#### 教育長

再質問にお答えいたします。先ほども答弁でお答えいたしましたけれども、必要がある場合に生徒たちが貸与を受けたいという申し出があれば用意ができるように、もうすでに用意してあるわけですから、そのところはしっかり貸し出しを行っていきたくて我々は思っておりますし、先ほど言いましたように、それが分かるからというところは、そこは色々な工夫をしながら避けていって、厳しい状況があるならばぜひ用意したものを活用して頂きたいと考えておりますので十分な説明をしっかりとしていきたいと思っております。

#### 須増議員

教育長。今後ともしっかり議論したいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 6. 大型投資・拠点化促進補助金について

#### 須増議員

岡山県大型投資・拠点化促進補助金は、平成29年度に創設され、例えば投資型については投資額50億以上、補助率5パーセント、既立地企業に対しては限度額10億円の補助金です。昨年あ

たりから申し込みが急増し、すでに認定された県の補助金額は予定も入れ総額 100 億円を超えています。表を見てください。この補助金は五か年で分割交付されるため、現在認定されている額が、今後、毎年大きな負担になります。この補助金は、コロナや物価高の交付金などの国の支援は一切入らない県独自の政策的な補助金ですので、県財政に直接響いてきます。

私はこの補助金について、二点の問題を感じます。一つは 2021 年後半から急速な円安が進んでおり、円安に伴う企業の業績への影響について、帝国データバンクの調査によると 4.6%の企業がプラスとなり、その傾向は輸出大企業に顕著であるとされています。一方プラスもマイナスもあるというのが 7.9%、マイナスと答えた企業は 61.7%になっています。こうした中、岡山県でも大企業を中心に業績が好調で設備投資に積極的なことはよいことだと思います。ただし、物価高と円安でマイナスの影響が出ている企業が半数以上ある中で、体力のある企業に多額の補助金を出すことに疑問を感じます。

もう一つは、この補助金には予算の上限枠が定められておらず、五年の分割ということもあり、表にあるように今認定されても、債務負担行為をして数年後に支出となります。経済の動向は激変する中で、行政の役割も柔軟に変化を求められるときに予算の柔軟性が保てないのではないかとおもいます。以上二つの点で、この補助金を見直すべきと考えますが知事のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

大型投資・拠点化促進補助金についてのご質問ですが、補助金の活用により、県内への大型投資や拠点化が進み、地元関連企業も含め、県内経済への波及効果が高まっているものと考えております。

引き続き、県内経済の活性化と雇用創出の好循環を生み出すため、効果的な補助制度となるよう不断の見直しを行いながら、企業の誘致と投資の促進に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

今回は大型投資拠点化促進補助金を取り上げておりますが、2 年前にも私同じような質問をしておりまして、2 年前見せた表なんです。知事、これを見て「私は評価されている気がする」とおっしゃっていたと思うのですけれども、この茶色のところが今回取り上げた大型投資拠点化補助金の部分です。大体、それ以外でも 20 億企業向けの補助金が単県制度であります。そういう中で、今回の補助金が急増していることで、私は財政的に問題ないのかなと気になっているのですけれども、知事はどのように感じていますか。

知事

これは岡山県にとってのある種投資になりますので、これ何か我々が補助した分を企業が分割で支払ってもらうわけではない、という意味でそれぞれの補助金について必ず回収できます、という事を申し上げることはできませんけれども、私とすればかなり割のいい投資になっていると考えて



おりますので、それぞれの金額は張るわけでありましてけれども、岡山県にとっての未来に投資をしている、大変有意義な支出だと考えております。

#### 須増議員

経済、しっかり好循環させていきたいって思いはわからなくはないのですけれども、県財政にその好循環巡ってきているのか、ということについてどうですか。

#### 知事

県財政へのめぐり方、いくつか経路がございます。法人税、事業所税という形で岡山県の県税にまわってくる。それだけで回収できないかもしれません。ただその大型の投資が起きるという事で、例えば発注が増えると。それで雇用が増える。その事業所自体で増えるということもあれば、その発注先の企業で増える、もしくは維持をされる、ということになればその法人税がありますし、もしくは・・・そうですね、県の税収になってきます。あと、県の税収だけでなく、固定資産税という形で市町村の方に入るもしくは色々な形で、岡山県ではないけれども市町村の財政を潤すということが市民税が増えるとか、ということであろうかと思えます。岡山県だけで回収できないことがあるかもしれませんが、もう少し広く、市町村の財政まで見れば、回収ができる可能性はさらに上がると思えます。ただ、私は回収できることだけを考えているのではなくて、波及効果が大きい、この乗数効果が大きいと考えています。

#### 須増議員

県の財政には限りがあるといつも知事おっしゃってまして、本当にどこに配分するのかという事が問われていると思えます。投資なんだとおっしゃるのですけれども、やはり巡り巡って県の財政が潤って本当に福祉や本来使いたい色々な予算に使って頂きたいと思うわけですけれども、その傾向は今見られないと私は感じているのですけれども、いかがですか。

#### 知事

投資は良いところはいっぱいあるわけですけれども、この投資の一番残念なところは、時間がかかるので、短く区切ってみるとなかなかその効果が見えないというところにあるかと思えます。これは誰が悪いっていうのではなく、投資の本質的な性質なんだろうと思えます。ちょっと、例を出せば、人への投資で言えば小学生にがんばってもらうっていうのはまさに投資をしているわけでありまして、例えば小学2年生がいて、そこにがんばって先生方が頑張って、本人も頑張って2年間頑張って4年生になりましたって言っても多分、県庁職員として役に立つかっていう点で言えば全然役に立たないから、対して役に立たないっていうところにちょっと上がっただけなんだと思えますけれども、これはこういった努力を積み上げていくことで、いずれ岡山県庁だけでなく色々なところからうちに来てほしいと言われるような立派な若者に成長していくことが充分期待できるわけでありまして、あまり短く切ってこの1年間の授業のっていうのはあまり考えるべきではないっていうのは、多分多く理解して頂けると思えます。

その投資という事で言えば、この30年間の失われた20年だったり30年だったりっていう期間、

日本経済に何が起きたかっていう分析をされるときに、人によってそれぞれなんですけれども、多くの経済学者が指摘をするのはバブルの時にした投資が座礁資産になったケースが多い、結果的にみて非常に悪い投資になってしまったことがまずダメージになったと。そのあと、過剰負債に怯えてビビりまくって、まあ色々な理由があったのでしょうけれども、そのあと日本経済全体としての投資水準が著しく落ちてしまったということが日本経済の成長率の低下、停滞につながっていると指摘する識者大変多いわけでありまして、地域によって、投資が続いた地域と投資が停滞した地域、これは1年2年ではわからないけれども、10年20年たつと随分その違いがくっきりしてくるわけでございます。

別の見方をすると投資の逆まわしみたいなことがあります。いま非常に活発に生産している地域で事業の撤退が起きると、投資の逆が起きるわけでありまして、そう言って例えば製鉄所が撤退を発表するということになると、この数年間でも何か所かありましたけれども、数千人の雇用が失われ、何とか地元で吸収しようとするのですけれども、なかなか吸収しきれないということで、地域の人口減少に繋がったり、急激な税収の低下、行政サービスの低下につながりかねない、ということが心配をされています。これまでずっと積み上げてきた投資をギュッと圧縮して逆さまにしたようなものでありまして、そのダメージが大きいというのは、イコールこれまでの継続的な投資がいかに地域に恩恵を及ぼしてきたかっていうことの証左ではないかと考えております。

今投資をすることが、いますぐに効果を体感できなくても、10年20年後に非常に大きな成果として、色々な人がその成果を共有することになると私は信じています。

#### 須増議員

知事は経済の専門家ですので、明るい方なので釈迦に説法ですが、サプライチェーンの見直しなどの企業も国内でさらなる設備投資の波が来る時期がきているのかなと思うのですよね。毎年、そういう意味では色々な要因で経済っていうのは大きな動きがあって、岡山県の今年の投資がというよりは、そういう大きな要因で動いているイメージがあるんですね。岡山県の投資があってもなくてもここは大きく動くものなんじゃないかって気がするのですけどいかがですか。

#### 知事

おっしゃることはあります。例えば円安になって随分投資が海外ではなくて国内に向くようになっていくのか、大きな波、流れ、運、不運そういったことはございます。なので、確かにひとつひとつの事業を見ればこういった補助制度がなくてもとれた事業があったかもしれないわけなんですけれども、我々の誘致の努力、投資促進の努力はずっと続いているわけでありまして、ひとつの事業が運が良ければそんなことをしなくても取れたからと言って、そういった支援制度をやめてしまっただけからどうなるかっていうのは、かなり私は見通しは厳しいと思っています。

ちょっと例でいえば、サッカーワールドカップすごい活躍をしたと思っておりますけれども、練習をさぼっていても勝てる時には勝てたりするわけなのですけれども、いやこれは上手くいったということで、ずっとこの練習量を下げたままとやはり勝率が下がる、実力が下がっていくんだと思います。

我々とすればどんどん補助率をあげて行って、4割補助します、5割補助しますってということには

ならないわけですがけれども、我々として岡山県の投資の競争力を維持しておくということは非常に大事なことだと思っています。それは一件一件のことではなく、繋がりとして考えるべきだと考えています。

#### 須増議員

いずれにしても、私は見直しの検討を求めたいと思うのですけれども、どんな補助金でももちろん当事者にとってはありがたいですし、きっととても必要なものだということはわかります。しかし、やはり限りがある財源をどう配分するかが本当に問われていると思います。

95%の企業が、なんか円安や物価高で苦勞しているなかで、本当に一部の大企業だけにこの額の、ちょっと規模が大きいので、本当に問題ではないかと。本当に中小零細事業者到手厚く支えていくって時代じゃないかと感じています。

また、もっと大きな視点で言わせて頂くと、先ほどから子どもの医療費無料化の拡大とか、精神障害者の医療費助成費とか高校生タブレット端末、せめて貧困世帯に対応して欲しいとか。そういう色々な要望をこの財源に限りがあると言って岡山県は「できない」「できない」って全国より低い水準なのに、そう言われてきているわけですよ。そういうなかで、どうしてこの企業の補助金だけは全国トップクラスってかいてありますよ、ホームページにも。そういう格差がある。私は知事に対して、やはり何億も出せって言っていない話でもなかなか厳しいなかで、やっぱり子どもたちや障害者への支援に目を向けて頂きたいと思いますがいかがですか。

#### 知事

こういった質問をして頂いたのはむしろありがたいと思っております、確かに限られた数の会社に、ひとつひとつ高額な助成を出すというのが政治的にあまり得なことではないってことは私も十分承知した上でこの施策を始めているわけでありまして。

本当になんで？っていう事になりかねないことなのですけれども、私としてもそれぞれ補助しているものが、大変波及効果が高いというところに着目をしているつもりです。よく俵 100 表。本当に日々の生活が苦しいところに 100 俵のお米を頂いた時に、さあどうするんだ、みんなに配るのか。そうじゃなく、それで学校を作るんだって。今すぐには食べられない、恩恵を被ることはできないのだけれども、将来にとって大事な投資をするんだってことと同じことをしていると思っています。

いま、限りある財源をいますぐわかるような形でお届けするっていうことが、喜ばれるのは私も重々承知していますけれども、先ほど申し上げましたように、私そもそも 10 年前手をあげた理由の一つが、日本、岡山投資をしていない。それが今はあまり何か悪いことが起きていると実感できないまでも、5 年後 10 年後の自分たちの首を絞めていると。なんとか難しい中でも絞り出して投資をするべきだという事を訴えました。いまようやくそれをすることができていることでありまして。投資ですので必ず回収できるという保証がどこからかあるわけではありません。でもこれは、筋がいい投資だと、自分たちで信じたものについては勇気をもって投資をするべきだと考えています。これから筋がいい、悪いという事について、筋が悪いものにまでそういったお金が出るようなことにしてはいけないので、答弁のなかでも普段の見直しを行いながらと申し上げました。

いまやっていることは、100%正しいというつもりはございませんけれども、かなりいい投資になっていると私自身思っております。ぜひ、この投資がきちんと実るようにこれからも頑張っていきたいと思っております。

#### 須増議員

知事、随分討論出来て良かったと思っておりますけれども、私はやはり国民・県民全体がしっかり支えられる政治こそ経済も強くなると私は思っておりますので、一部の企業の支援ではないと思っておりますので、ぜひとも今後ともお願いをしたいと思っております。

### 7. 社会的批判のある団体について

#### 須増議員

##### (1) 認識

統一協会の問題が報じられない日はないほど、いまだに統一協会と政治家の関係が明らかとなっております。岸田首相も「関係を断つ」というなら、本人任せにせず党として調べる必要があります、それは、地方議会でも同様ではないでしょうか。わが会派は議長に対し、関係を調査し今後一切関係を断つことを要望しております。是非実行していただきたいと思っております。

統一協会は、社会的に批判されている靈感商法に加え、最近では高額献金、二世信者に対するネグレクトや無許可で行う養子縁組あっせんなどの子どもの人権侵害まで行われ、まさに反社会性は明らかです。県民に対して、これ以上の被害が拡大することを防がなければなりません。現時点で、知事は統一協会の反社会性についてどう認識されておりますか。まずお聞きします。

##### (2) 県有施設の貸出し

また、九月議会でわが会派の氏平議員が行った、県有施設のジップアリーナを統一協会系の集会に貸し出した問題の質問に対し、土木部長は、旧統一協会の関連団体と認識していたが貸し出し、今後も施設の利用許可にあたっては、県立都市公園条例の規定に照らして審査を行い、適切に判断するとの答弁でした。条例の規定では、8条に「都市公園の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者」の利用を拒むことになっております。わたしはここに抵触すると思っておりますが、土木部長、今後の対応の認識に変わりはありませんか。

##### (3) 相談窓口

統一協会による高額献金問題などの被害相談について、国に協力して「全国統一教会被害対策弁護団」があらたに結成され全国 210 人超の弁護士が参加し、支援が拡充されます。県においても、被害者救済のために、この国で取り組まれる相談窓口を県内のあらゆる行政相談機関にも周知適切に相談につなげられるように対応をすべきと考えます。県民生活部長のお考えをお示してください。

##### (4) 児童相談所

さらに、二世信者の問題は、経済的な搾取を背景としたネグレクトの事例があり、児童相談所の対応が求められます。これまで、宗教などの教えによる子どもへの虐待事例は介入しにくいとされ、

実際に元二世信者が児相に相談しても対応してもらえなかったとの証言もあります。ぜひ、統一協会の事例でも児童相談所が対応できるよう専門家の知見も入れていくべきと考えます。保健福祉部長の考えをお示してください。

#### (5) 家庭教育応援条例

一部の国会議員が、統一協会と「推薦確認書」を交わし、その二番目に家庭教育支援法の制定を目指すことが明記されていました。統一協会が全国的に地方でも家庭教育応援条例や支援条例をつくることを運動としていたことは明らかになっています。岡山県でも家庭教育応援条例と統一協会の関係について調査すべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

社会的批判のある団体についてのご質問であります。

まず、認識についてであります。国が開設した、当該団体に係る合同電話相談窓口には、9月5日から10月末までに、当該団体によるとされる金銭的トラブル、親族間の問題といった相談が全国で2,367件寄せられていると承知しております。

このことから、私としては、かなり特異な団体ではないかと感じております。

次に、家庭教育応援条例についてであります。この条例は、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、社会全体で応援するものであり、県民の皆様の意見を踏まえ、修正された上で制定されたものであります。

そのため、条例と旧統一協会との関係の調査は考えておりませんが、引き続き、家庭教育に対する適切な支援に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

県有施設の貸し出しについてであります。今後とも、施設利用の許可にあたっては、県立都市公園条例の規定に照らして審査を行い、適切に判断してまいりたいと存じます。

以上でございます。

県民生活部長

お答えいたします。

相談窓口についてであります。旧統一教会に関する被害相談については、総合的な窓口である国の靈感商法等対応ダイヤルのほか、消費者ホットラインや日弁連の法律相談ダイヤルなど、国が示す個別の問題に対応した窓口を市町村の消費生活担当部局へ周知するとともに、県のホームページに掲載しておりところであります。

引き続き、国の取組等も踏まえながら、被害者救済のための相談窓口の周知に努めてまいりたい

と存じます。

以上でございます。

#### 保健福祉部長

次に、児童相談所についてであります。宗教信仰の有無にかかわらず、子どもの権利が侵害されていると疑われる事案については、子どもが置かれている状況等を総合的に判断し、子どもの安全や安心が確保されるよう対応しているところであります。

引き続き、児童相談所に配置している弁護士への相談、県警察との連携などを行いながら、子どもの権利擁護のために適切に対応してまいりたいと存じます。

#### 須増議員

ありがとうございました。

知事、かなり特異な団体と認識しているということですがけれども、先日の山陽新聞の記事にもありました。全国の知事の中には、統一協会からの働きかけで知らないことや色々な思いはあっても、関わってしまったという人たちがいらっしゃいます。やはり、統一協会のほうから知事や県議会議員に働きかけることを方針に持っておられるようなので、やはり知事として毅然とした態度で明確な思いをもっていないといけないのではないかという風に思うのですけれども、いかがですか。

#### 知事

その毅然とした対応をしなくてはいけない場合もあるという事に関しては、その通りだと思えます。名前が変わっていたりですか、そういうことになると、後から考えてこうするべきであったという対応をそのときに100%することが難しいことはあるかと思えますけれども、そういったことにも注意しなければいけないと一般的に、そう感じております。

#### 須増議員

ぜひ知事、よろしく願います。毅然と戦って頂きたいと思えます。

家庭教育応援条例について先ほども申し上げました、今週の月曜日の山陽新聞や各紙トップの報道で共同通信のアンケート調査が発表されまして、家庭教育応援条例や支援条例の制定や家庭教育支援法の制定を促す意見書について働きかけを受けたと回答した議員が10県16人に及んだと。教団が背後で影響力を及ぼした実態が浮かぶという記事でございました。これだけ話題になっておりますので、議会の多数で採択されたもので執行でございますが、執行するのは行政ですので、知事、その意味では自分たちがそれをやるってことについてこの問題気にならないのかと思えますがいかがですか。

#### 知事

いま、批判を浴びている団体が、ある条例、特定の条例というところとある条例に対して賛成をしたということで、その条例自身にどれくらい罪が生じるのかという問題などだと思えますけれども、例えば、知りませんが、公園をきれいにしようというあらたな条例ができたとして、あまり評判の良

くない人が「公園がきれいになるのはいいよ」っていうことで賛成をしたり、応援をしたことでその条例がどうなのかなっていう。非常に極端な例ですけれども、誰が応援したからどうこうっていうよりも、むしろその中身がどうなのかっていうことについて私は興味があります。当然ながら、何かこの特定の意図を持った人がこの非常に変なやり方で介入した上で、内容がちょっと普通の人が詳しく話しを聞いたらちょっとびっくりするような内容になっていたとなればこれはもう話は別ですけれども、私自身がこの家庭教育応援条例を読む限りにおいては、いや、そうだよなってことが基本的に書いてあるようにしか私には読めませんので、ぜひ、多くの県民の皆さんが、まあそうだよなっていうような形できちんと県政に反映されるよう、心配されることのないよう、私としても気を付けていきたいと思えます。

#### 須増議員

知事、先ほどの家庭教育応援条例については内容についてやはりどうかっていう事が大事だと。もうその通りだと思います。私たちはもちろんこの家庭教育応援条例そのものに反対していたわけで、討論も致しました。やはり反対の署名があったり、反対のパブリックコメントもたくさん出されたりしたもので、それで修正も加えられてみなさんで作ってきたということは承知しているのですけれども、やはりそれだけの反対があったことは受け止めないといけないし、さらにこういう問題が起こっているということですので。

反対していた当時は別に統一協会だから反対していたわけでも何でもありません。やはり内容の問題なんです。やっぱり子どもの権利を守るというそういう立場で組み立てがされていかなければいけないと私はあらためて思っておりますので、ぜひ慎重に検討頂きたいと思えます。まず要望です。

### 8. 最低賃金について

#### 須増議員

##### (1) 働きかけ

物価上昇に見合う賃上げができていないことが政治の大きな課題なっています。とくに、最低賃金は世界の先進国の中でも極端に低く、今後、中小企業を支援することと合わせて、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。県としても、最賃引き上げに向け各界に働きかけていただきたいと思えますが知事のお考えをお示してください。

##### (2) 公契約への反映

また、最低賃金の引き上げが例年 10 月に行われていますが、県内で市が委託した事業において、年度初めに契約した委託料では、最賃引き上げ分が捻出できないために最賃が反映できない問題があると話を聞きました。公契約において、労働条項の遵守を担保するのは当然です。県がかかわる公契約において、最低賃金を適切に反映した対応は当然ですが、市町村にも最低賃金を反映した適切な対応となるように啓発をすべきと考えます。産業労働部長に伺います。

知事

お答えいたします。

最低賃金についてのご質問であります。

働きかけについてであります。最低賃金は、各県の労働局に設置された審議会の答申を踏まえ、労働局長が決定するもので、国において適切に対応されていると承知しており、県として各界へ働きかけることまでは考えておりませんが、引き続き、最低賃金の周知を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

公契約への反映についてであります。各部局や県内の市町村に対して、公文書を発出し、最低賃金の改定を知らせるとともに、年度途中で改定されることに伴い、民間への業務委託等において、最低賃金法違反が生じることのないよう周知を図っているところであります。

以上でございます。

## 9. 困難な問題を抱える女性への支援について

須増議員

貧困や性暴力被害など多様な困難を抱える女性を包括的に支援する法律がこの春超党派の議員がまとめ、全会一致で成立しました。同法は、公的支援である現婦人保護事業の根拠法を、女性の補導処分や保護更生に関する差別的な売春防止法から転換し、当事者の人権の擁護などを基本理念に掲げています。そして国・自治体の責務として、困難を抱える女性への支援に施策を講じると明記しました。（現行の婦人相談所、婦人相談員は、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員に改称。）「心身の健康の回復を図るための医学的または心理学的な援助」や「当事者の立場に立った相談対応」「同伴児童への学習・生活支援」などを盛り込んでいます。包括的な援助にあたる女性相談支援センターの設置と計画の策定が都道府県に義務付けられました。

県として今後、どのように対応されるのか保健福祉部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

困難な問題を抱える女性への支援についてであります。女性をめぐる課題は、複雑化、多様化、複合化しており、支援体制の充実が重要であると考えております。

今後、国から示される基本方針等を踏まえ、令和5年度中に県計画を策定するとともに、現在の女性相談所を女性相談支援センターに移行し、関係機関や民間の支援団体との連携体制を強化するなど、困難な問題を抱える女性への支援に努めてまいりたいと存じます。